

再入国許可

日本出国後 1 年以内（出国後 1 年未満で在留期限がくる場合は、その在留期限まで）に日本へ再入国する場合…

再入国許可は不要です。出入国時に旅券（パスポート）と在留カードを審査官に提示するだけで大丈夫です。日本出国の時は、必ず在留カードを持参して下さい。

日本以外での滞在が 1 年を超える場合…

日本出国前に再入国許可を取得する必要がありますので、国際センターに申し出て下さい。再入国許可の有効期間は、在留期間内であり、かつ、許可の日から 5 年を超えない範囲で定められます。したがって、在留期間満了日が間近な場合は、事前に在留期間の更新の許可を受けておくほうがよいでしょう。日本出国中に在留期間が満了したり、在留期間内であっても再入国許可の有効期間を経過したりすると、新しい入国査証（ビザ）が必要になりますので、十分注意して下さい。出国先で止むを得ない事情が生じた場合は、早めに最寄りの在外日本公館に相談して下さい。

再入国許可は所轄の入国管理局で申請しますが、出国の日が土日などの休業日にかかることもありますので、余裕をもって取得して下さい。空港を管轄する入国管理局・支局・出張所では、原則として再入国許可業務を行っていないので注意が必要です。在留期間の更新や在留資格の変更の申請時に一緒に申し込むこともできます。

再入国許可を得て日本国外へ一時出国する場合は、在留カードを返納する必要はありません。持ったまま出国していいですが、くれぐれも紛失したりしないよう注意して下さい。

